

別紙

地下埋設物件の事故防止に関する特記仕様書

第1条 総 則

本特記仕様書は、掘削を伴う工事及び調査等による地下埋設物件の損傷事故を未然に防止することを目的とする。

第2条 対象工事等

本特記仕様書は、掘削、地下杭、矢板工事等を伴う工事及びボーリング調査等を対象とする。

第3条 地下埋設物件に係る資料収集

1. 受注者は工事等着手前の準備にあたり、発注者から道路台帳、占用台帳、電線共同溝・情報ボックス台帳及びその他地下埋設物件を確認するために必要な最新の資料（以下、「各種台帳等」という。）の貸与を受けるものとする。
また、各種台帳等に記載のある占用物件の占用企業者（以下、「占用者」という。）からも最新の資料を収集すること。
2. 現地調査において各種台帳等に記載の無い物件（信号機、マンホール等）があった場合、または、地下埋設物件があると予想される場合、道路管理者や河川管理者の他、予想される管理者（上下水道、NTT、電力、公安委員会、ガス等）から最新の資料（本工事に伴い移設された地下埋設物件を含む）を収集すること。
3. 上記の資料収集により得られた地下埋設物件の位置を記載した別紙様式－1（地下埋設物件配置平面図）を作成するものとする。
4. 上記1，2の資料確認の履行については、工事着手前に地下埋設物確認書（様式－8）により監督職員に報告すること。

第4条 調整会議等の実施（工事情報の共有）

工事による地下埋設物への影響についての確認及び工事工程等の情報共有を図るため、必要に応じて、発注者、受注者、関係する占用者の三者による調整会議等を行うものとする。

第5条 地下埋設物件の位置確認

1. 本特記仕様書第3条により地下埋設物件が確認された場合は、掘削影響範囲（必要な掘削範囲及び土留工等の仮設物から50cm以上の範囲）を占用者との現地立会いを必ず行った上で決定し、別紙様式－1（地下埋設物件配置平面図）に記入し、監督職員に提出するものとする。
2. 立会いの結果、地下埋設物件があると認められた場合は、現地での方向、幅等の判る位置出し（各点のマーキング、ピン等）を行い、時間経過により位置出しが不明瞭とならないように必ず控えマーキング、ピン等を設置すること。なお、不明瞭になった場合は、再度位置出しを行うこととする。
3. その結果は、別紙様式－2（地下埋設物件事前確認簿）に取りまとめ、監督職員に提出し

なければならない。

第6条 試掘等

1. 第5条の結果を基に監督職員と協議の上、調査工事区域内の地下埋設物件（電線共同溝、通信ケーブル、電力ケーブル及び水道・下水道・ガス等）の埋設位置、方向等について、更に確認が必要と判断された場合は、探査や試掘の調査を実施するものとする。
2. 試掘を行う際は、事前に当該箇所の地下埋設物件に係る占有者と、試掘位置、試掘方法について必ず確認を行い、原則立会を求めるものとし、試掘着手前にその結果を別紙様式－3（試掘方法計画書）に取りまとめ、監督職員に提出しなければならない。
なお、占有者との打合せにおいて立会の回答が得られなかった場合で、どうしても立会が必要と判断される場合は、監督職員を通じて占有者に協力要請するものとする。
3. 試掘においては、必ず作業状況を監視する者（以下、「監視員」という。）を専任で配置して慎重に作業を行わなければならない。
4. 試掘に携わる作業員及び監視員に対しては、地下埋設物件の位置や掘削方法等について、試掘着手前に必ず現地で「試掘方法計画書」を提示して、周知、指導しなければならない。
5. 試掘において舗装版のカッター切断を行う場合は、想定外の浅層に地下埋設物件が設置されている場合もあるため、十分確認し実施すること。
6. 試掘において、地下埋設物件の位置が不確実な箇所及び地下埋設物件に50cm程度に近接した位置からは、人力による掘削施工で慎重に行い、地下埋設物件の損傷防止に努めなければならない。
7. 試掘は、本工事の施工掘削深さまでの確認を行うことを原則とする。
8. 作業中に地下埋設物件の位置出しが不明瞭となった場合は、必ず作業を中止し、再度位置出しを行った後に作業を行わなければならない。
9. 作業中に管理者の不明な地下埋設物件を発見した場合は、速やかに監督職員に報告するものとする。
10. 試掘が完了したら、別紙様式－4（試掘結果報告書）を作成のうえ、本掘削着手前までに監督職員に提出しなければならない。

第7条 試掘等費用

試掘等費用については計上していないが、現地調査の結果必要な場合は、監督職員と協議の上、契約変更の対象とする。

第8条 本掘削及び建込等

1. 本掘削に着手する際は、事前に別紙様式－5（本掘削方法計画書）を作成し、監督職員に提出するものとする。
2. 本掘削を行う際は、事前に当該箇所の地下埋設物件に係る占有者と掘削位置、掘削方法、立会の有無について必ず確認を行い、必要に応じて立会を求めるものとする。
3. 本掘削において、地下埋設物件が掘削影響範囲内にある場合は、必ず監視員（原則試掘に立ち会った者）を専任で配置して慎重に作業を行わなければならない。
4. 本掘削に携わる作業員及び監視員に対しては、地下埋設物件の位置や掘削方法等について、本掘削着手前に必ず現地で「本掘削方法計画書」を提示して、周知、指導しな

なければならない。

5. 舗装版のカッター切断を行う場合は、地下埋設物件の位置出しを確認しながら慎重に行うこと。
6. 本掘削において、地下埋設物件に50cm程度に近接した位置からは、必ず人力による掘削施工で慎重に行い、地下埋設物件の損傷防止に努めなければならない。
7. 作業中に地下埋設物件の位置出しが不明瞭となった場合は、必ず作業を中止し、再度位置出しを行った後に作業を行わなければならない。
8. 作業中に事前確認想定外の地下埋設物件への接触などが確認された場合は、直ちに作業を中止し、速やかに監督職員に報告するとともに、試掘等による地下埋設物件の再確認を行うものとする。なお、再確認の結果は、速やかに監督職員に報告しなければならない。
9. 本掘削が完了したら、別紙様式－6（地下埋設物件工事完了確認簿）を作成のうえ、監督職員に提出しなければならない。
10. 建込等においては、原則として地下埋設物件を回避することとし、建込等位置を決定し、監督職員に報告するものとする。この場合においては、前記1から6、8、9は適用しない。
なお、地下埋設物件を回避できない場合は、施工方法等について監督職員と協議のうえ、決定するものとする。

第9条 監視員

試掘及び本掘削における監視は、主任（監理）技術者および現場代理人等が行うものとする。

第10条 教育の実施

新規入場者教育、KY活動並びに安全教育時等において、作業員、オペレーター等に対し、地下埋設物件事故防止対策についての教育の徹底を図ること。

第11条 履行状況確認

本特記仕様書の各条項毎の履行状況を別紙様式－7（履行状況チェックシート（案））により行い、第3条から第8条までの各段階毎に確認後、監督職員に提出しなければならない。

第12条 施工範囲の変更

変更指示等により施工範囲（掘削範囲）が変更になった場合は、本特記仕様書に基づき速やかに対応するものとする。

第13条 様式

本特記仕様書に定める別紙様式については、「長崎県建設工事共通仕様書」及び「土木設計（測量、調査）業務等共通仕様書」の提出書類様式集を参照すること。

第14条 本特記仕様書に定めのない事項、疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。